

相馬
ゆうこの

南千住レポート



まちづくり、
くらしの情報を
届けます

区議会控え室 荒川区荒川2-2-3区役所内5階 ☎:3802-4627
FAX: 3806-9246 / ✉:arajcp@tcn-catv.ne.jp
相馬ゆうこ事務所 荒川区南千住5-1-6・2階
☎・FAX:3807-4192



・HP→
・X(旧ツイッター) @m1010_yuko
・araken-nan.jugem.jp



隅田川の花火 汐入公園に4万人…混雑・ごみ対策を

27日(土)、当初小雨の中で第47回隅田川花火大会が開催。2つの会場周辺や荒川区内の花火スポットも含め約90万人(昨年103万人)が花火見物。都立汐入公園は「穴場スポット」としてメディアで紹介されたこともあり当日は4万人の観客で大混雑に。



「穴場じゃない」 多くの方が花火を楽しんだ一方、混雑やポイ捨てごみが問題になっています。都公園協会が「汐入公園は決して穴場ではありません」として「トイレは大行列」「スマホの電波は通じません」

など注意喚起し、混雑回避を呼びかけました。24日(水)にX(旧ツイッター)でも拡散し話題に。

当日は区の観光振興課が中心となり全庁で125名、



トイレは大行列になります
早めに行くようにしましょう



汐入公園の投稿より

町会からも40名ご協力頂き、案内や自主警備を実施。

民間の警備員も57名で、計220名超が汐入地域で警備にあたっていました。また、区立公園に仮設トイレ、リバーハープ公園とドナウ広場に臨時ごみ箱を設置し、ポイ捨てしないよう職員が呼びかけも実施。

それでも、翌日には区立公園のごみ箱や自動販売機のリサイクルボックスなどに大量のごみがあふれて積まれているようすが、インターネットでも散見されました。

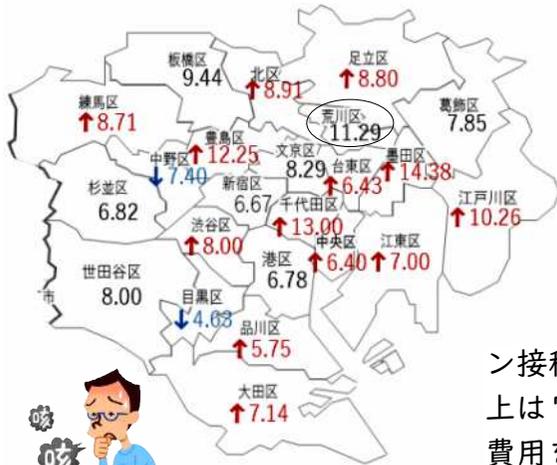
墨田は町会にごみ箱を配布 隅田川花火大会は、関係5区(台東、墨田、中央、江東、荒川)がつくる実行委員会が主催しています。東京都から補助がありますが、対象は花火の購入費や警備費のみでごみ対策などは各区が独自に実施。墨田区では区が町会に段ボールを配布して路上にごみ箱として設置してもらい、大会後に回収しているそうで、住民は「ごみに困ったことはない」とのこと。

住民の困りごと 改善に工夫を 都は、都立公園内にはごみ箱を設置しない方針ですが、花火大会やお花見など臨時的に設置してもいいのでは。区も主催者として、露店など店舗のごみ対策の強化とともに、区民が困っている実態も踏まえ対策が必要です。

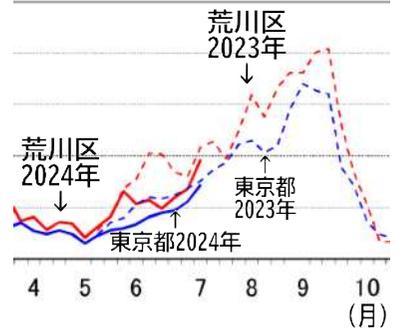


区内でも新型コロナ感染がふえています

新型コロナは感染力の強い変異株「KP・3」への置き換えがすすみ、都内の「1医療機関あたりの感染者数」が5月以降11週連続で増加。荒川区内は、直近の7月15~21日の週は「11.29」で、23区中4番目に高くなっています(下図)。都内平均よりもやや多く(右図)、夏から秋にかけて流行する傾向で、引き続き気をつけたい。



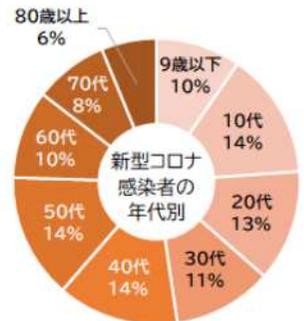
医療費の負担で受診控えも3割負担でも1回1.5~3万円に。PCR検査も約3千円、ワクチン接種も約1.5万円(65歳以上は7千円)の負担が必要で、費用を心配して検査や治療をためらう場合も少なくないのではないのでしょうか。都内の感染者は全世代に拡大、後遺症も心配されており、治療やワクチンへの公費支援の再開が求められています。



医療費の負担で受診控えも

5類移行で国の公費負担がなくなり、治療薬は

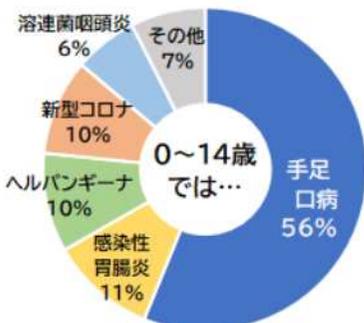
3割負担でも1回1.5~3万円に。PCR検査も約3千円、ワクチン接種も約1.5万円(65歳以上は7千円)の負担が必要で、費用を心配して検査や治療を



(7/15~21、都感染症週報より)

子どもの感染は コロナ<手足口病 に

子どもたちの間では新型コロナ以外の感染症も流行。



(7/15~21、都感染症週報より)

都内の0~14歳の感染状況では新型コロナは約1割、約6割が「手足口病」です。また、「ヘルパンギーナ」「溶連菌咽頭炎」などいわゆる夏風邪や、通常冬に流行する「感染性胃腸炎」も約1割に。

手足口病の感染は5歳以下が中心で、専門家は「あと1か月ほど続く可能性も」あるとのこと。保護者のみなさんも大変、手洗い・うがいなど基本的な対策を大切に。



<法律・生活相談>

8月の定例法律相談日は お休みです

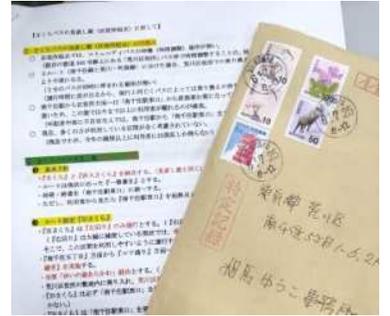
ご要望やご相談などは随時ご連絡ください。事務所での定例法律相談は、8月はお休みですが、平日の午後に法律事務所(北千住)でも可能です。お名前、電話番号等を下記の留守番電話に録音して下さい。

相馬 ゆうこ事務所 南千住5-1-6-2階 ☎3807-4192



さくらバス、代替案…みなさんと考えたい

汐入さくらの廃止・さくらの値上げをうけ、今後のさくらバスについてお手紙やメールなどでご意見を頂いています。9月の議会や決算特別委員会で質疑を行っていきたいと思います。引き続きご意見お寄せ下さい。



汐入～西口の移動が大変

都バスについて…20年前は南千住駅東口がまだ整備されていなくて、少し経ってから上46系統が東口まで来るようになったと記憶しています。その後汐入さくらができて、南千住車庫止まりが増え汐入地域まで来ないので、昼間は本数的には当時の半分以下になってしまっています。

南千住駅西口へは、泪橋から貨物駅を越えていなくてはならないので、汐入さくらのコースはとてありがたいのですが…

代案なき廃止に反対

代案なき単純な廃止は反対です。今後の高齢化社会のなかで、車の運転においても踏み間違いなどが多発し、免許の返納が推奨されているなかで、高齢者の足は必要です。

自動運転の実証実験、シニアカーのレンタル事業の招致や購入補助金の導入、貨客混載（配達物の荷物は毎日朝夕で行ききしている）など、代案を検討すべきでは

利用者置き去りにしないで

汐入さくらについて…

- ・通勤通学者が多い朝6～8時台は残して
- ・廃止を1年延期し、その間に別事業者を探すなり補助金についての議論を
- ・都バスに一本化するなら、東京都交通局とも

さくらバスルート（汐入～南千住西口）の便数確保を

朝のバス停で西口行きを待つお客さんは20～30人は居り、利用者を置き去りにしたまま廃止にするのは反対です



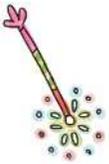
乗車数でなく乗車「率」はどうなってるの？

「乗車数の推移を見ると、減少している時期はコロナ禍が主原因で現在はある程度まで回復しているようです。減便でバスの本数が減っているため全体の乗車『数』が減るのは当たり前、それより1運行の乗客数など乗車『率』はどうなっているのでしょうか？」



とのご質問も頂きました。

1便当たりの乗車人数は左のようになっており、減便の中でも2020年度以降は増加傾向です。「さくら」は29人乗りで6月の平均乗車率は左回り84%、右回り60%。「汐入さくら」は55人乗りで同23%です。汐入さくらは2018年度の減便に伴って小型→中型車両に。あくまで平均値のため、通勤・通学時間帯はいっぱいのことも。



区立公園で手持ち花火の実施を試行

通常は公園内での花火は禁止されていますが、8月の1か月間、区立公園5か所で花火の実施が可能になります（打ち上げは対象外）。南千住地域は

「親子花火広場」も試行開設

一部の公園内に、手持ち花火ができる「親子花火広場」を試行開設します。指定のエリアで、下記のルールを守って利用しましょう。

期 間	8月1日(木)～31日(土)
時 間	午後6時～9時（撤収を含む）※荒川自然公園は午後8時30分まで
開設場所	▶リバーハープ公園 ▶瑞光橋公園 ▶荒川公園 ▶三河島公園 ▶荒川自然公園（さんさん広場）
対 象	小学生以下のお子さんと保護者 ※少人数で

「親子花火広場」を利用する際のルール

- 火気に十分注意して利用しましょう
- 打ち上げ花火等は利用できません
- 花火を持って走り回ったり、振り回さないようにしましょう
- 消火用のバケツを持参し、大人が安全管理をしましょう
- ゴミは持ち帰りましょう
- 騒音等、近隣の住民やほかの公園利用者の迷惑とならないようにし、苦情を受けた場合は中止してください

南千住地域は

- ・リバーハープ公園
- ・瑞光橋公園

の2か所で、どちらも南千住東部地域。西側の公園などでも実施できないかと思います。安全に配慮し近隣のみなさんの理解も得ながら、他の公園などの活用もどうでしょうか。



「まちの自転車屋さんが減って困っています」

コロナ禍を経て自転車利用がますます高まっているものの、まちの自転車屋さんは減少。南千住地域では駅周辺にチェーン店が2店舗ありますが、万が一パンクした場合など修理に持っていくのは大変です。



出張修理などを行う大手もありますが、ネット上で登録が必要だったりと決して使い勝手が良いとはいえない面も。

そんな中、東京新聞で「57歳で自転車技士や自転車安全整備士の資格を取得し、退職後に自転車修理業を始めた」という方の記事を見つけました。例えば区がシルバー人材センターと連携し、会員さんの自転車技士などの資格取得を支援して、出張で修理を受け付ける…というのはどうでしょうか。暮らしやすい荒川区に、身近なところから提案したい。



都営住宅の募集があります



8月1日(木)から都営住宅の定期募集が始まります。申込書配布は9日(金)まで、区役所1階、各ふれあい館、区民事務所など。

申込みは16日(金)まで。

ご意見・ご質問頂きました ○相続などのご相談も「父が他界し、その後数年後に母も他界。地方の50坪ほどの借地と2階建ての住宅がありますが、毎年の地代と草刈りなどの手入れが大変です。まだ、建物も父の名義のまま、何とかしようと思いたいますが…、面倒で」ご両親が他界されてからそのままという場合も多いようです。「父」→「配偶者・母」と「子どもたち」への相続、さらに「母」→子どもたちなどへの相続の2段階を整理して、不動産の所有者を明確にし、登記することが先決になりそうです。弁護士相談も可能です。お気軽にご相談ください。

